

有料職業紹介事業にかかる個人情報適正管理規程

第1条（目的）

本規程は、有料職業紹介に関する求職者等の個人情報を適正に管理するために定めるものである

第2条（取扱者の範囲と取扱責任者）

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、「海外支援部」の職員とし、個人情報取扱責任者は「海外支援部部長」とする。

第3条（教育・指導）

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。

第4条（情報の開示と訂正・削除）

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第5条（苦情処理）

求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

2025年5月26日

大成株式会社 名古屋本社